

〒1160003

東京都荒川区南千住2-28-2

株式会社社会田工務店二級建築士事務所  
代表取締役 會田 猛 様

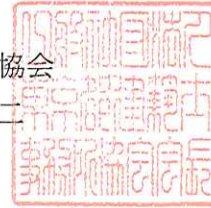
## 建築士事務所登録通知書

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3の規定により、下記のとおり登録しましたので、通知します。

平成 30 年 9 月 25 日

東京都指定事務所登録機関

一般社団法人 東京都建築士事務所協会  
会 長 児 玉 耕 二



記

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 事務所名称     | 株式会社社会田工務店二級建築士事務所                   |
| 所在地       | 東京都荒川区南千住2-28-2                      |
| 開設者氏名     | 株式会社社会田工務店<br>代表取締役 會田 猛             |
| 登録番号      | 二級 東京都知事登録 第15788号                   |
| 登録年月日     | 平成 30 年 9 月 25 日                     |
| 管理建築士氏名   | 會田 猛                                 |
| 管理建築士登録番号 | 二級 東京都知事登録 第61123号                   |
| 登録の有効期間   | 平成 30 年 9 月 25 日から平成 35 年 9 月 24 日まで |

(裏面に登録後の注意事項があります。)

# 登録後の注意事項

## 1 登録について

登録の有効期間は5年間です。(登録があった日から5年目の登録日に対応する日の前日に満了します。登録の有効期間の末日が土曜日、日曜日等の休日であっても、同様の扱いになります。)

## 2 変更届の提出について(建築士法第23条の5)

- (1)登録事項に変更があった場合には、14日以内に変更届を提出しなければなりません。(第1項)
- (2)所属建築士に変更があった場合には、3ヶ月以内に変更届を提出しなければなりません。(第2項)

## 3 設計等の業務に関する報告書(業務報告書)について(建築士法第23条の6)

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、業務報告書を作成し毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出しなければなりません。

実績がない場合でも報告書の提出が必要です。

## 4 廃業等の届出について(建築士法第23条の7)

建築士事務所の開設者は、業務の廃止、管理建築士の退職等の廃業事由が発生した場合には30日以内に廃業等届出を提出しなければなりません。

## 5 登録の更新について(建築士法第23条第3項)

更新の申請は、登録期間の満了する日の2ヶ月前から30日前まで(この日が指定事務所登録機関の休日に該当する場合は、直前の営業日)に行ってください。